肥料価格高騰緊急支援事業

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、農業者等の肥料費を支援します。

対象者

化学肥料の低減に向けて取り組む栃木県の農業者等

※ 肥料価格高騰対策事業(国事業) を活用している農業者、法人

支援内容

令和5年6月から9月4か月分の肥料費

※令和5(2023)年6月1日から9月30日までに購入又は 発注した肥料。ただし、令和5(2023)年度中に自らの農業 生産に使用する肥料に限る

国事業の化学肥料低減の取組を行ったうえで、価格高騰分の5割_{以内}を支援

助成金の額=[肥料費-(肥料費÷価格高騰率÷0.9)]×<u>0.5 以内 R4.4</u>

R4.6 R5.5末 R5.9末 R4.4 R6.3 国事業 県事業

※価格高騰率 1.36

申請に必要なもの

● 農業者:県事業様式申請書、領収書等証拠書類

国事業のグループ単位で申請

② 取組実施者:県事業様式申請書、参加農業者名簿

栃木県の農業者等:栃木県に在住する農業者、栃木県内に主たる事業場が存在し、県内で営農している法人